

気象業務に関する業務経歴による免除の詳細

下表に示す業務経歴または資格を有する方については、証明者の公印を受けた証明書を添付した申請を行うことにより、次のとおり学科試験の科目が免除されます。

第1号・第2号・第3号 **に適合** → 「予報業務に関する一般知識」 および 「予報業務に関する専門知識」 が免除

第4号・第5号 **に適合** → 「予報業務に関する一般知識」 が免除

条項	修了・登録条件	気象業務に関する業務経歴	証明書	証明者*
第1号	防衛省・気象庁の養成課程	3年以上、予報業務に従事	業務経歴等（見込）証明書	組織（防衛省）の長 官署（気象庁）の長
	気象事業者上級職員特別講習		業務経歴等（見込）証明書 および 気象事業者上級職員特別講習修了認定証の写し	予報業務許可事業者の代表者
第2号	技術士の登録（応用理学部門に限る）	3年以上、予報業務に従事	業務経歴等（見込）証明書 および 技術士登録証の写し	組織（防衛省）の長 官署（気象庁）の長 予報業務許可事業者の代表者
第3号		7年以上、国の行政機関で気象庁長官が定める予報業務に従事	業務経歴等（見込）証明書	組織（防衛省）の長 官署（気象庁）の長
第4号	気象庁の養成課程	3年以上、国の行政機関で観測業務に従事	業務経歴等（見込）証明書	官署（気象庁）の長
	気象事業者上級職員特別講習		業務経歴等（見込）証明書 および 気象事業者上級職員特別講習修了認定証の写し	
第5号		7年以上、国の行政機関で気象庁長官が定める観測業務に従事	業務経歴等（見込）証明書	官署（気象庁）の長

* 気象事業者上級職員特別講習修了 および 技術士の登録 については、これら証明者による証明は不要

第1号に関する養成課程	第4号に関する養成課程
海上自衛隊第1術科学校幹部専門気象海洋課程 航空自衛隊第4術科学校気象幹部課程 防衛大学校理工学研究科地球工学気象学系列及び高層気象系列	気象大学校研修部技術科観測測器課程
気象大学校研修部技術科Ⅰ予報課程及び特修科予報課程（平成7年度まで実施した気象大学校研修部技術科予報課程及び専攻科予報課程を含む）	
財団法人気象業務支援センターが平成7年度まで行った気象事業者上級職員特別講習	